

徳島県告示第四百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施行者の名称

徳島市

二 都市計画事業の種類及び名称

徳島東部都市計画下水道事業 八万都市下水路

三 事業施行期間

令和二年十一月六日から

令和十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし